

令和3年 第5回松田町議会臨時会 会議録

令和3年11月30日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 7人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	_____
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	_____	町 民 課 長	_____
福 祉 課 長	_____	子 育 て 健 康 課 長	_____
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	_____	教 育 課 長	_____

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	鈴 木 美 紅
---------	---------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議案第 42 号 松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第 5 議案第 43 号 松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 委員会の閉会中の継続審査申出書

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。立冬も過ぎ、朝ごとに冷気が加わる今日この頃ですが、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。緊急事態宣言は解除されておりますが、新型コロナウイルスにつきましてはまだまだ油断のできない状況にあります。

さて、去る11月26日、松田町告示第117号により令和3年第5回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この臨時会では、新型コロナウイルス感染予防のため、傍聴席は10席としており、マスクの着用、症状のある方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員も、マスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるようにマイクなどを活用して発言してください。また、閉鎖された議場に長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレットの持ち込み、議事に関する事項での使用を試験的に許可します。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を

開きます。

(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。8番 中野博君、10番 齋藤永君の両名にお願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、本日11月30日、午前8時半より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和3年第5回松田町議会臨時会の招集に当たり、11月30日、午前8時半より役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日11月30日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名」から日程第5「議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を行います。

審議いただく議案は2件です。議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例です。ニホンジカ及びイノシシが及ぼす農作物被害、森林環境の悪化及び生活環境への影響等の諸問題を持続的に解決し、ジビエ肉の利活用を図ることを目的に、ジビエ処理加工施設の設置及び管理を行うための新規条例です。新規条例ですので、提案説明、細部説明を行い、説明が終わり次第、質疑までを行い、産業厚生常任委員会に付託いたします。

議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、人事院勧告を鑑み、職員の期末手当について、所要の改正をし、併せて職員の昇給に対応するために給料表の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものですので、即決でお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わりますが、不備な点がございましたら、

ほかの委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

5 番 田 代 会期1日、それで予定で言いますと、本会議の後にジビエ処理加工施設、この設置管理に関する条例を委員会に付託すると。その後に委員会報告をして本会議で決すると。(「そこまでは言ってない。」の声あり)あ、そうなんだ。(「会期は1日。」の声あり)ではね、改めて質問しますけれども、産業厚生常任委員会、これを行って、その後はどうするんですかね。その後の日程。それについてお知らせいただきたいと思います。というのは、私、ジビエ処理加工施設を設置する根石地区の住民であり、また地元議員です。そういったことで、ほかの皆様と違って、私の立場はかなりこの問題に対してはシビアに受け止めています。そういった中で、このジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例をどのように進めて、いつ結論を出すのか。これについてももう少し詳細をお知らせください。

4 番 平 野 その件に関しまして、ちょっと1日にするか、あるいは2日にするかというところで議論をしたところなんですけれども、とにかく十分な審議が前提であるということは委員全員が納得をされているんですね。とにかく委員会に付託をするという、その先は産業厚生委員会の進め方次第になっていくんですけれども、例えば本当に今日、夜までやればどうかという意見まで出たんですけれども、やはりいろいろな資料など必要ではないかと。そういうところがどうしても予想できましたので、会期は本日1日ということにして、あとは委員会でしっかりと審議をするというところまでしか、議運としてはちょっとそこまでしか言えないんですね。だから、その結論をいつ仕上げるか、そしてそれをもう一度どこで、どのタイミングで本会議に持ってくるかというところは、ちょっとそこが予想しづらいところでもあります。例えば閉会中審査になったとしても、例えば議会側から臨時会を招集という手もありますので、あるいは最悪、

12月定例会に上げていくというようなことは想像できるんですが、そこまでは議運では決められないというところなんです。

5 番 田 代 再確認させてください。産業厚生常任委員会で本日本会議終了後、付託になった案件、ジビエ加工処理施設について審議をします。それが終わった後に再度議会を開催して、その採決は行わないということによろしいわけですね。その辺が分からない。それ、すごい大事なことなんです。それをお伺いしたい。というのがね、議員の皆さんにね、聞いていただきたいのが、3月の定例会でジビエ加工処理施設を凍結にしましたよね。その内容について再確認させていただきますと、処理施設を広域で造ることはよいことなんだと。でも、上地区の、上郡の協定、そういったものができてない。覚書ができてなくて、負担金とかそういうのがうやむやになってると。それと、一番大事なことが、建設予定地周辺の住民の同意がとれてないということだったんです。その後、予算書に明記されていましたが某地区の予定地は、住民の反対になってできなかったと。それでいろいろ町当局が御尽力いただいた結果、私どもの住んでいる根石地区になったんです。根石地区でもけんけんごうごうの議論しましたよ。3回行いました。それ全部、私、メモとってありますけれども、その中で大変な思いをして、担当課もうまくまとめていただいたと。その審議をするのが今回、条例でこの設置条例、第5条、管理の代行なんです。町が直営でやるわけではないです。ここの広報の、議会広報の、私どもがつくった議会広報、これの末尾にも掲載されてますが、施設を管理予定している猟友会との調整が不足しているため…。

議 長 田代議員に申し上げますけど、内容については…。

5 番 田 代 大事なことで、これは言わせてください。凍結するべきと考える。調整が不足している。要は、もう内容的には猟友会、足柄上の駆除隊にこの運営はせざるを得ないと思うんです。

私はこの条例で一番大事なものは、管理の代行なんです。その管理の代行する団体と、ある程度審議して、できた後、しっかり、地元で迷惑をかけないように。臭い問題が出てくるんです。そういったものを私は審査してほしいと

思う。そういう中で、場合によっては今回途中で結論が出たら再度本会議を開催して採決。それは私はあり得ないと。本当に地元として、これだけ大変なものを受け入れるためには、しっかり付託された産業厚生常任委員会が審議すべきだと思います。その件に関しては、すみませんが、再度回答をお願いします。

あと、この件に関して、議運というのは全会一致が原則なはずです。運営基準にも出てます。どういったことでこれで、1日でこういうことになった。それも併せてお願いします。

4 番 平 野 委員全員、本当にその審議は十分に尽くすべきであるというのは、本当に皆さん、そこは共通、全員納得なんです。本当にそれを審議の方法というところで、ちょっと議論が分かれておりました。本日1日にするというところで、委員会が今日中に終わらなければ、閉会中というふうなことになるというふうなところは、もう、それは流れとしては仕方がないと思うんです。ただ、やはりこれだけ地域住民あるいは周辺の市町に非常に御理解を急いでいただいているという経過もあるので、そのところはしっかりと詰めていくべきじゃないかという意見もございました。決をとったんです。それで本当に、今おっしゃったように議運は全会一致が原則なんですが、表が割れました。表が割れましたが、やはりそれは採決だということで、本日1日となりました。

5 番 田 代 全員の同意ですか。今回の、議運は何対幾つですか。

4 番 平 野 3・2です。

5 番 田 代 では、あまり時間もかけられないんで簡単に私の意見を申し上げます。議運でも3対2で拮抗した。それで、基本的には全会一致が原則ですよ。それをまげてここで行った。それはそれで結構です。ただ、私は、今お話ししたように、管理の代行というのはすごい重要な問題なんです。それで、ここで皆さんがもう了解している、猟友会、上郡の猟友会に委ねるという方向は、皆さん承知されてると思うんですよ。そういった管理する団体を参考人として招致して、私は聞いてほしい。そうすると、1回だけで今日の夜中までやって出すなんて、絶対ね、できないと思う。地元に対して失礼です。できた後、臭いがする。いろんな問題がある。その辺、どうなんだろうと、地元はみんな心配してるんで

すよ。それに、はっきり言って迷惑施設を受けていただいた地元住民、特に隣接者の方、それに対して議会としてはしっかり審査をして、私は応えるべきだと思います。

したがって、そういった管理を代行する団体からも、仮の話かもしれない。これが可決されてから持っていく話かもしれないけれども、並行して、これは管理に関する条例、設置及び管理という言葉が出てます。それを代行する団体が普通のお金を出して、委託して公共施設を管理するものと今回全然違うんですよ。ですから、私はそういった団体からも意見聴取をして、参考人から意見聴取をして、これで間違いなくできるんだと。そういったものを裏づけをとってもらわないと、私は地元の議員として地域住民に顔向けできないです。

ですから、そういうことで、3回やるのがいいかどうか分からないですけれども、2回、3回、十分な審議をするというのは、今日5時まででは私は足りないように感じます。委員長、どうでしょうか。

4 番 平 野 委員長の見解としても、全く田代議員と同じであります。これは委員会の中での決というところで、最終的に本当に全員一致が原則な議運ではあります。いつまでも割れていたら進まないの、そこで決をとるということだったので。

5 番 田 代 暫時休憩をお願いします。休憩時に全員協議会の開催をお願いしたいと思います。（私語あり）

議 長 暫時休憩します。 (9時18分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (9時45分)

お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、先ほど議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和3年第5回松田町議会臨時会の会期は本日11月30日、1日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さん、改めましておはようございます。富士山の冠雪も厚さを増し、いよ

いよ冬らしい寒さを感じる今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますます御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

さて、去る11月26日に令和3年第5回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用な中、議員全員の御出席をいただき、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、これまで行ってまいりました新型コロナウイルス感染症総合対策などの取り組みや、これまでの事業・行事などの詳細については、12月の定例会において御報告させていただきますので、御了承願います。

それでは、この臨時会に付議いたしました案件でございますが、議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例につきましては、ニホンジカ及びイノシシが及ぼす農産物被害、森林環境の悪化及び生活環境への影響等の諸課題を持続的に解決し、ジビエ肉の利活用を図ることを目的に、松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理を行うため提案するものでございます。

次に、議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告を鑑み、職員の期末手当について所要の改正をし、併せて職員の昇給に対応するために給料表の改定を行うため提案するものでございます。

これら提案させていただく案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願いいたします。

以上、私からの行政報告になります。よろしく申し上げます。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例を別紙の

とおりに制定する。

令和3年11月30日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。ニホンジカ及びイノシシが及ぼす農作物被害、森林環境の悪化及び生活環境への影響等の課題を持続的に解決し、ジビエ肉の利活用を図ることを目的として、松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例について御説明をさせていただきます。

今回提案させていただきますこの当該施設につきましては、本年度当初予算でお認めをいただきました建設工事費、いわゆる2,800万ですね。これから建設をさせていただき予定の施設でございます。この予算につきましては、議会からですね、建設に関してまず地域の合意、また広域での運営等の様々な約束、こういったことが準備不足だという御指摘を当初頂いてございました。大変遅くなりまして、本当に恐縮でございますが、このたびこうした懸案事項について、関係される皆様方の御理解また御協力によりまして前へ進めることができる状況となりました。このため、当該施設のこの設置及び管理について本条例を定めたいということでございます。

それでは、新規制定でありますため、条ごとに内容の御説明をさせていただきますと存じます。1枚おめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。第1条でございます。趣旨でございますが、先ほどの提案理由と同内容でございます。ただ、この中でですね、ニホンジカとイノシシということで、この有害獣の処理、加工できる対象を限定してございます。

第2条では、松田町ジビエ処理加工施設、名称でございますが、松田庶子の1213番地1に設置をする旨を規定してございます。

第3条では、施設で行う事業といたしまして、シカ等の解体処理及び食肉加工、またこの処理加工で発生する残渣と呼ばれます副産物ですね。これを処理することを規定してございます。

続いて第4条では、施設の管理に係る業務といたしまして、施設及び附属設備の維持管理、施設の使用に係る業務を掲げてございます。

2ページにかけてでございますが、第5条、管理の代行につきましては、施設を地方自治法の規定に基づく指定管理ができる、できる規定ということで規定をしてございます。

続いて第6条でございます。施設で処理加工できるシカ等は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき捕獲をされたものに限定をしてございます。

第7条におきましては、施設の使用のスキームを示してございます。施設の衛生や食肉としての安全、これを確保するために、施設を使用する者は町長の登録を必要とする規定を設けてございます。この登録に当たりましては、規則でもまた別に定めておりますが、町が指定する講習を事前に受けていただくことを予定しております。この登録をされた者が使用について、使用につきましては施設の混乱、重複、バッティング、こういったことも避けるために、施設の利用のルールをまた遵守いただくなどですね、利用調整、これを行うことが第2項となっております。

第8条でございます。使用される方の責務として、衛生の確保、周辺環境の保全に努める努力規定を設けてございます。

第9条でございます。使用者がこの条例や規則に違反したとき、また施設や設備を損傷した場合などには使用の制限、また先ほど申し上げた登録の取消し、これを行うこととしております。

続いて3ページですね。3ページ目でございます。第10条から12条にかけて、使用料に係る規定としてございます。第10条で定める使用料の額は、恐れ入りますが、今、3ページ目なんで、4ページ目の別表を御覧いただきたいと思っております。4ページ目の下のほうの別表ですが、使用区分を、まず3つに分けて使用料を定めております。後ほど参考資料でのちょっと御説明もさせていただきますと思いますが、まず1段目におきましては、本町と大井町、山北町、開成町、この区域で捕獲されたシカ等は、右側ですね、使用料額として3,000

円。2段目の中井町で捕獲されたシカ等は1万6,000円、それ以外、3段目です。足柄上郡の区域以外で捕獲されたシカ等は2万1,000円というふうにしております。この使用料の負担は、自治体としての施設の運営等に係る費用負担の状況等により、差を設けさせていただいてございます。

恐縮です。1枚またお戻りいただきまして、すみません、3ページ目をお願いいたします。今、10条の説明でしたので、この使用料に関して11条におきまして、特別の理由があるときは減免できること。また、12条では、原則不還付であることを定めております。

13条におきましては使用に係る損害の賠償、第14条では天災・事故・盗難等の不可抗力の際、町長はその責を負わないということを規定してございます。

第15条でございます。におきましては、指定管理者の指定をした際は、使用料を利用料として指定管理者が収入できること。またこの第2項におきましては、指定管理者は利用料、先ほど見て、御覧いただきました別表の金額を上限とし、あらかじめ町長の承認を受けて使用料額を定めることができることを定めております。

おめくりいただきまして、4ページでございます。第16条におきましては、指定管理者が施設を管理する場合の前条までの読み替え規定となります。

最後に17条ですね。規則委任となっておりますが、今回本条例の施行規則(案)をですね、参考資料の1として、次のページから添付をさせていただいております。この規則におきましては、使用の時間、休業の日、使用に際しての登録の手続、また使用者の遵守すべきこと等を定めてございます。

附則でございます。第1項では施行期日を令和4年4月1日としてございます。第2項におきましては、同施設を13条で規定する指定管理に際しまして、松田町の公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づく手続を施行日前、4月1日前であっても行うことを可能とする規定でございます。

条例に係る説明は以上でございますが、参考資料として幾つか御用意をさせていただいております。もう少し説明をさせていただきたいと存じます。

おめくりいただきまして、参考資料の2を御覧いただきたいと思います。規

則が7ページものなので、その後ですね。松田町が設置するジビエ処理加工施設に係る覚書というものを御覧いただきたいと思います。この覚書につきましては、施設の設置予定地でございます城山自治会の根石地区と町で11月24日に締結をさせていただいたものであります。地元におきましては、3回説明会をさせていただきました。本当に説明会、いろいろな御意見を賜りましたが、ありがたいことにですね、最後まで反対だというような御意見、表明をされるようなことはございませんでした。やはり有害獣による被害、また施設の必要性、こういったことに御理解を示され、受け入れをくださいましたことに関しまして、担当としても心より感謝を申し上げる次第でございます。

この覚書にはですね、この施設を受け入れてくださるに当たって、その説明会等で頂いてきた御意見、御要望、こういったものが協議してきた内容というのが、町との約束事として示されております。当然、施設管理者としての町といたしましては、第1条に目的が書いてございますけれども、この目的を達成するために、第2条にも書いてあります、相互に信義を重んじ、誠実にこれを履行してまいる所存でございます。

続きまして、参考資料の3を御覧いただければと思います。参考資料3は、合計で5ページに及んでございます。こちらにつきましては、広域、足柄上郡5町でのこの施設のですね、利用や運営、また費用負担に係る内容を定めた協定書と覚書でございます。

1ページ目から2ページ目、これが協定書でございます。御覧いただきますと、第1条から第3条におきまして、施設は松田町に帰属する。また、整備、維持管理は松田町が行う。また、条例につきましても松田町で規定を当然させていただくということです。

第4条から第6条におきましては、施設に要する費用は広域で負担し、運営は協議会を設置して行う。また、協定期間につきましては、令和4年度から10年間ということをお定めております。

協定書が1から2ですね。3ページから6ページ、こちらの覚書につきましては、今御説明申し上げた協定書の定めに基づく負担金の額等を算出する覚書

であります。1条に書いてございますが、負担金の種類といたしましては、施設利活用・有害獣対策負担金が1つ目。もう一つが、運営費の負担金、この2種類となり、令和4年度からの御負担を予定していただくこととなっております。

それぞれの負担金の算出方法は、おめくりいただきました次の4ページで定めております。4ページの別表を、すみません、御覧いただければと思います。別表1につきましては、先ほど申し上げた施設利活用・有害獣対策に要する費用に係る負担割合、これにつきまして大井町…松田はここに町名として、負担をしていただくところなので、含めておりませんが、同様の考え方で負担をするものですが、大井町と山北町、開成町から令和4年度より5か年にわたって施設負担基準額の30%を均等割で、残り7割を各町の利用実績に、いわゆる施設を利用していただいた頭数になります。に基づき御負担をいただくということです。下の別表2につきましては、運営に要する費用に係る負担割合。これについては中井町、大井町、山北町、開成町から同じように令和4年度より御負担をいただくものですが、こちらについては毎年度、施設負担基準額の30%を同じように均等割で、70%を各町の利用実績に基づき御負担をいただくものとしてございます。

参考資料の説明を含めて以上となります。雑駁な説明で恐縮ですが、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番 齋 藤 減額免除とか、減額の免除とかあるじゃないですか。特別の理由で還付するとか。この辺はどういったものが想定されるのかということが1つと、あと、松田、大井、山北、開成区域で捕獲されたシカと書いてあるんですけど、山はつながっているんで、中井は違うということだけど、中井と大井がつながっているところで、ハンターのちょっと線引きが分からないんですけども、追いかけて行って隣町へ入って捕獲したとか、シカに、私は松田町のシカですとかって書いてあるわけじゃないんで、その辺の判断はどのようにされるんですか。お

願います。

観光経済課長 2問御質問頂きました。条例案の第11条の使用料の減免のお話が1点目でございます。こちらの減免につきましては、今現在この確たる減免の対象、例えばいろんな使用料ございますけども、例えば団体で利用するとかいろんなパターンで減額する、決まった形のものではございません。今現在、個別具体の事例というのはちょっと想定し得ないんですけども、いずれにしてもこれ、初めて造る施設の中でこういった事例が出てくるやも分かりませんので、この規定を設けさせていただいております。個別具体の事例がちょっと話せなくて恐縮なんですけども、この規定がない場合に、一切減免ができないという、融通のきかないような事態が起きないようにということで、御理解を賜ればというふうに思っています。

2点目のエリアの線引き、これは非常に難しいところもあるというふうに今、考えております。ただ、施設を利用させていただくに当たっては、利用の調整で、持ってきていただくときにそれなりの証明と申しますか、申請内容というのを整理はさせていただく予定です。さっき言ったぎりぎりの町境とか、いろんなケースというのが、猟においては恐らく…猟とかいろんなものにおいてはあるのかなと思いますけども、基本的には持ってきていただいた方の申請内容をしっかり見させていただいて、それで判断をさせていただくというふうに考えております。以上です。

10番 齋藤 分かりました。減免とかはそういった形が生まれた場合のためにつくられたということで、ただ、ちょっとハンター同士のあれはよく分かりませんが、追いかけて行ったら隣町まで行っちゃう可能性もあるじゃないですか。大井の人が中井とすぐ近いですし。そんなときに大井の人が持ってくればとか、中井の人が持ってきたらちょっと高くなるとか、持ってくる人によって区別しかできないのかなと思うんですけど。そういう考えでいいんですか。

観光経済課長 先ほど申し上げたとおり、この条例のまず説明としてですね、対象の区域を要は何ていうんですかね、人ではなくて区域に設定をしているわけですね。その上では、今言ったような微妙な判断もあろうかと思いますが、ただ、持っ

てきていただくのが、じゃあ足柄上郡の町域外の方も含めて、いろんなケースがちょっと想定はされますので、そこで持ってきていただくときには手続というのをちゃんと確認をさせていただく。それは申請に基づく内容ですので、当然正当な内容を書いていただくと。先ほど申し上げたとおりに、使用の登録という制度もスキームとして考えております。こういった中で、しっかり説明を申し上げて、そこに誠実な申請と内容というのを担保したいと考えております。以上です。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 何点かありますので、よろしく申し上げます。

まずですね、2ページの第5条の指定管理者ということ。なかなか直営というのはこういった施設の性質上難しいということで、やはり指定管理者ということ。周辺住民の最初ですね、一番最初の候補地はやはり周辺住民の反対もあったということで、やはりその指定管理者がしっかりとした指定管理者であることが必要ではないかなというふうに理解をしていますが、こういったジビエ処理ということで、いつ捕れるかですね、分からない。またちょっと後で後段でもお聞きしますが、たしかですね、仕留めてから何時間以内に処理をしなければいけないと。そういったことがあるというふうに思います。ということで、指定管理者のですね、内容としましては、やはり常駐型にならざるを得ないのかなというふうに思います。そうすると、なかなかその指定管理者というのは、どういう団体なり法人なりを想定をされているのかというのが分かりましたらですね、お願いをしたいと思います。

2点目はですね、第7条の中で、施設を使用とする者がいます。使用者。これはですね、この内容から見ると、団体としては足柄上地区内の各猟友会に所属をしていなくても、いても構わない。かつ、例えば松田町に限ると、松田町に在住でなくても構わないのではないかなというふうに読めます。例えば横浜市ハンターの方が松田町なり中井町で捕獲をしたと。そういった場合にはですね、それは可能であるのかということを確認をしたいと思います。

それとですね、参考資料の中に、先ほどの仕留めてからある程度の所要時間

というのが規定をされているというのが、この参考資料の規則、参考資料1かな。1の規則の第4条の第2号にですね、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針ガイドラインというふうにあります、これは何を言っているのかがですね、やはり町が出す規則なりとしては、明確にですね、このガイドラインを示すか、あるいはまた、これ規則ですので、改正ができますのでね、やはり外部の方、使用者が登録をする際にですね、これを明確に規則の中で、例えば仕留めてから何時間以内とかですね、例えば銃で仕留めた場合にはそういった部位、弾が当たった部位ですね、による指定とかがあるのかなというふうに思いますが、そういったものはどういうものなのか。かつ、それらは規則の中で明確に示したほうがいいのではないかなというふうに私は思いますが、それに対するお考えはということです。

最後にですね、やはりこの議案第42号全体に係る部分ですけれども、これは県とのですね、調整に必要だということですが、補助金等はですね、令和3年度の補助金ということは理解をしていますが、やはり松田町の町民に関わる重要な条例であるというふうに理解をしています。本会議、委員会等で十分審議をしなければいけないというところもですね、御理解いただけると思いますが、いつまでにですね、この条例というものが県の、県との調整に示す、そういったスケジュールがあればですね、それをお示しをしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

観光経済課長

4点頂きましたので、ちょっと順次御説明を申し上げます。まず、第5条ですね、指定管理を今後どのように考えているかということでございます。まず、指定管理者というのは当然御案内のとおり、指定の手續という手續も必要でございますし、と思っております。この手續、最終的には町が直営でこの条例上は、直営でもできるし、直営イコール業務委託も含めてできますし、指定管理もできる。どちらの手法も想定可能だというふうに条例のつくりとしてはなっております。指定管理者の当てというのは、よく調整をしなければいけないところでございますけれども、いずれにしても今、有害獣対策、いわゆるここに寄り添っていただいているのは猟友会さんでございます。猟友会さ

んとの話というのをしっかり詰めていかなければいけないとは思っておりますが、ただ、猟友会さんが全ての指定管理という業務を受けていただけるかという確約を取れている話ではないです。また、当然1者に限らずですね、当然公としての手続としましては、広くいろいろな対象と申しますか、方々にいろいろ聞いて、手続を進めていきたいと思っております。1問目としては、指定管理だけで確実にこれをしていくかということではないということです。

次、第7条ですね。7条におきまして、いわゆる町外の方も使えるのかという…5条の…所属を町…町内に住んでなくても登録ができるのかどうか。これにつきましては、まず、町内の有害獣を駆除していただくという意味では、町外の方でも登録をしていただけるようにというスキームで考えております。

3問目が参考資料の1ですね。規則の4条、ガイドライン、非常に分かりにくいという御指摘は頂きました。この規則のさらにですね、下に規則の最後のほうに恐らく4ページ目になりますけれども、この規則に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定めるとございます。この4条の2号に基づきまして、町としてのさらに細かい内容というものは、しっかりと定めて利用者の方に明示をしたいと思っております。ただ、御指摘ありましたように、この規則のこれだけではちょっと分かりづらいんじゃないかというところは、御参考にさせていただいてですね、規則を定める際には少し整理をさせていただきたいと考えております。

最後、スケジュールの話でございます。いつまでにということでありまして、これ、ちょっと前からいろいろ時間的に厳しいよというところを御説明はさせていただいておりました。工事の期間というのが、やはり相当にかかる。場所的にもですね、整地を含めたものがある程度の時間かかる。また、御案内かと思っておりますが、今、建築の業者に聞いてもですね、いわゆる資材の関係がなかなか入りづらい。高騰もしているというお話もございます。そういった中では工期、おおむね3か月弱で考えておったんですけども、これがなかなか厳しいよという話も聞いてます。ただ、この中で終わらせなければならないという話の中で、工事に入る前に県の許認可のほうも必要だと。この県の許認可に当たっ

ては、この条例が定まっていないと県のほうも許認可ができないというルール全体を見回していきますと、一日でも早くというのは、もうリミットとしてあります。例えば12月少し遅くなった場合にですね、やはり一つのトラブル、何かがあった場合に、この工事全体が年度内にできなくなる、このリスクが非常に高まるということも踏まえまして、今回この臨時会を開いていただいていると思いますので、いつまでという意味では担当といたしましては一刻も早くということでございます。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。それではですね、再質問ですけれども、第5条の関係、ちょっとよく分からなかったんですけども。最後にですね、これだけではないと、指定管理者だけではないということで、やはりそれは直営というのは実際的に無理だと思いますので、業務委託辺りというのもですね、並行に考えていくのかなというふうに理解しましたが、それでよろしいのかと。

あと、猟友会のほうがちょっと私はよく分からないんですけども、猟友会ですね、松田町の猟友会と、あと足柄上というふうにあるというふうに思いますが、その猟友会というのはどちらのことを指されているのかということです。

2点目の第7条のほうですね。町外でも、町外在住の方でも可ということですが、ちょっとこの使用者のほうはですね、例えば別表10のところですね、それぞれの区域というのが使用区分で、捕獲されたシカ等の区域というのがあります。足柄上郡以外でもありますが、これらをですね、全部松田町が使用者として登録をするという理解の中ですと、中井町はですね、別表10の使用料の金額が違ってきます。先日の説明ですと、やはりそれは中井町は単独に助成をするというふうな説明があったかと思いますが、そうするとですね、その対象者というのは、中井町で捕れたシカを中井町以外の方がね、捕った場合の想定というのは、どの区分にですね、使用料区分ですね。なってしまうのかというのが、私としては理解ができませんので、その2万1,000円になってしまうのか、3,000円にはならないと思いますが、1万6,000円で中井町からは助成金がもらえないというパターンになるのか。そこがちょっと分かりませんので、回答をお願いをしたいと思います。

条例施行規則のところはですね、私はそこが分からないということではなく、やはりこういうふうに様々な人が、この条例と規則に基づいて使用料…使用者の登録とかですね、使用料を払うのであれば、この規則の中でですね、明確にこの衛生管理に関する指針というのを、こういうふうにガイドラインに沿って捕獲し処理されたものであるということではなく、この規則の中にね、そのままガイドラインを載っけちゃえばいいんじゃないかというふうなことで、やはり私もですね、農業をやっております。やっぱり有害獣の被害というのは結構ありますので、それらに対応してですね、この有害獣を減少させるためにこういうものが必要であるということからですね、より利用しやすく、いっぱいですね、シカ等を捕っていただきたいという観点からですね、やはり分かりやすいガイドラインに反しない方向で町のほうから示していただけたらという提案だけですので、それはまた別に覚書の中でとか、規則の最後のところで別に定めるから、そこで見せますということではなく、より分かりやすい利用者等に対する案内をしていただきたいという要望です。

最後にですね、いつまでにということで、工期が大体3か月プラスということで、一日も早くというのは分かりますが、やはり議会としても周辺住民、松田町町民に影響を及ぼす新規条例でもあるので、やっぱり十分な審議をしていかないとですね、先ほどこれから委員会付託ということで、指定管理の関係に対するそういう想定団体があれば、3月の定例会等でもあったですね、指定管理を想定する団体等の参考人招致とかですね、また今回の条例の参考資料の2にありました地元との覚書に係るですね、地元代表者とのですね、意見、御意見の聞き取り等をですね、やはりしていかないと、松田町議会として十分な審議をしたということにはならないかと思います。そういった時間を加えますと、大体先ほど12月下旬では遅すぎるというふうな方向を示されましたが、12月定例会辺りをめどにというふうなことで大丈夫なのか、その点をお伺いをしたいと思います。

観光経済課長

1問目から4問目までそれぞれですかね、また。

1点目は、業務委託のイメージがあるかということでございます。先ほど言

っていただいたように、直営いわゆる例えば職員がそこにずっと張りついてということ、なかなか考え得ません。そうしますと直営というのはイコール業務委託というふうな形が担当としても今考える手法の一つでございます。

あと、猟友会さんというお名前がいろいろ出ておりますが、今、相談をさせていただいているのは、足柄上猟友会さんでございます。

2点目が、例えば中井町で、要は中井町に住んでいない人がじゃあ捕った場合に、これがどこの料金区分になるかということによろしいでしょうか。そうしますと、先ほどちょっと御説明しましたが、属地的な地域での考え方なので、1万6,000円で考えております。

3点目は、いろいろアドバイスを頂いたということで、最後、別に定めるというものをいかに皆さんにしっかり御提示できるようにするかというのは、当然別で考えさせていただきます。また、この一文だけではちょっと不十分という御指摘も踏まえて、ポイントとなるところを整理はさせていただきたいと考えております。

4点目、いつまでというところの中で、議会としてはというお話かと思えます。それについて私が何かというところは、なかなかないんですけども、まず、私が先ほど説明したように、スケジュールとしては非常に厳しい。その厳しさというのが工期と物流の関係も含めて非常に厳しいという中で、一日も早くという同じお答えしかできない部分。また、地元の方もですね、本当に熱心な御意見もくださり、また先ほども説明しましたが、反対ということじゃなくて、何とか受け入れて考えてあげようという、ほんとそういう姿勢でいろんな御意見を賜ったものと考えております。その結論として、最後頂いた覚書でありますので、先ほど来言ってますけども、やっぱりここで約束したことをどれだけしっかり守らせていただくか、これが我々の責務だと思いますので、そこをしっかりと担当としてもやっていきたいというのが今の考えでございます。以上です。

6 番 井 上 何点かですね、質問のほうにお答えいただきまして、ありがとうございました。再々質問はなしとしまして、今、私がお聞きしたところで、やはり第5条

のですね、指定管理なりですね、やはり参考資料の2のですね、地元の意見等はですね、ぜひこれは42号は委員会付託になるということですので、委員会の中で十分審議をしてですね、参考人招致等をですね、していただいて、やはり議会がどこまでやるか。将来この施設が周辺住民にとっての迷惑施設とならないようにするためのですね、審議を常任委員会でしっかりとしていただきたいということをもちまして、質問を終わります。以上です。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例については、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。休憩中に産業厚生常任委員会を開催してください。

(10時31分)

議 長 休憩を解いて再開します。(11時15分)

お諮りします。休憩中に産業厚生常任委員会委員長より、委員会の閉会中の継続審査申出書の提出がありましたので、この議案を日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。委員会の閉会中の継続審査申出書を追加日程第1として、議案第43号の次に追加日程第1として追加してください。事務局は配付をお願いします。

(資料配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

委員会の閉会中の継続審査申出書を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

議 長 日程第5「議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう

に定める。
令和3年11月30日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告を鑑み職員の期末手当について所要の改正をし、併せて職員の昇給に対応するため、給料表の改正を行いたいので、提案するものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それではですね、議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の給与条例の改正につきましては、人事院の給与勧告に基づき町給与条例を改正するものと、人事院の給与勧告とは別に職員の昇級に対応するため給料表の改正を図るものであります。

本年の給与勧告のポイントにつきましては、ボーナスの引下げがされております。民間の支給割合との均衡を図るため、ボーナスの引下げ分0.15か月分を民間の支給状況等を踏まえて期末手当で引き下げるものでございます。施行期日の違いからですね、第1条、第2条の条立てによる一部改正を行っております。

改正内容につきましては、第1条では期末手当は6月と12月の2回支給がござい

ますが、6月は既に支給済みでございます。12月の期末手当で0.15か月分をまとめて引き下げるものでございます。

また、一般職員給料表において最高号級が目前の職員がいるため、今後の昇

級に対応できない状況が予想されるため、給料表に号給を追加する改正を行う
ものでございます。

第2条につきましては、来年度令和4年の4月1日からの分としまして、6
月と12月に0.15か月分を2分の1ずつ振り分け、100分の120に改めるもので
ございます。

それでは、議案6枚目の、恐れ入ります、参考資料、松田町の給与に関する
条例の一部を改正する条例（第1条関係）の新旧対照表を御覧ください。右が
現行で、左が改正案でございます。

1ページの第20条は、期末手当の規定でございます。第2項につきましては、
職員の期末手当基礎額を現行の100分の127.5から100分の112.5に改めるもので
ございます。第4項は、再任用職員の第2項の規定の適用について、現行の10
0分の127.5を100分の112.5とし、100分の72.5から100分の62.5に改めるもので
ございます。

続きまして、別表第1（第3条関係）でございます。一般職給料表2/2の
5級を御覧ください。恐れ入ります、新旧対照表ですね、5ページ、6ページ
をお願いいたします。5ページの一番下のところになりますが、今回5級で最
高号級が目前の職員がおりますので、今後の昇級に対応できない状況が予想さ
れるため、現行の給料表に新たに101号給から112号給を追加するものでござい
ます。5ページ、6ページで101から112まで追加をさせていただいております。

続きまして、7ページ目の松田町の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の第2条関係でございます。こちらの新旧対照表、やはり左の改正案の
ほうを御覧ください。第20条は期末手当の規定でございます。第2項について
は、職員の期末手当基礎額を現行の100分の112.5から100分の120に改めるもの
でございます。第4項は、再任用の第2項の規定の適用について、現行の100
分の112.5を100分の120とし、100分の62.5から100分の67.5に改めるもので
ございます。

恐れ入ります。議案本文の7ページにお戻りください。施行期日ございま
す。第1条につきましては、公布の日より施行をさせていただくものでござい

ます。第2条につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明は終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 職員の期末手当の改正に伴ってですね、この年間といいますか、多分減額になると思うんですけども、期末手当のことについてお伺いしますけども、期末手当の改正ね、これで年間どのくらい減額になるのか。その辺についてお伺いをいたします。

総務課 長 ただいまの寺嶋議員の質問なんですが、今回の制度改正で、約550万円の減額を見込んでおります。以上でございます。

11番 寺 嶋 そうしますと、職員ということで、大体この月給と合わせて給与、年間平均給与ですけども、1人当たりどのくらい減額になるとかって、そういうのは計算しておりますでしょうか。

総務課 長 給料、職員の給料にもよりますが、大体1人当たり四、五万になります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

議 長 追加日程第1「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長

からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議

長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議ありがとうございました。 (11時26分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 4年 1月26日

松田町議会議長 飯 田 一

署名議員 8番 中 野 博

署名議員10番 齋 藤 永